

# スタート

令和2年1月1日の時点で川越市に住んでいますか？  
※市・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

はい

平成31年1月1日から令和元年12月31日の間に、  
収入がありましたか？  
※遺族年金・障害年金・雇用保険等の非課税所得は含みません。

はい

公的年金等の収入はありますか？

いいえ

給与所得者ですか？

はい

勤務先から川越市に「給与支払報告書」が  
提出されていますか？

はい

給与以外の所得  
(営業・農業・不動産・一時所得など) がありますか？

はい

給与以外の合計所得金額が20万円を超えていますか？

はい

税務署に確定申告書を提出してください

いいえ

令和2年1月1日現在、川越市内に事務所、事業所、  
自己または家族のための家屋がありますか？

はい

均等割(年額5,000円)が課税されます。申告書の書き方が異なりますので、市民税課へご連絡ください。

いいえ

申告は原則不要ですが、医療・福祉などの行政サービスを受ける方は、市・県民税申告が必要となる場合があります。

はい

公的年金等の収入が400万円以下の方は、「公的年金等の収入が400万円以下の方の市・県民税申告に関するフローチャート」をご覧ください。  
公的年金等の収入が400万円を超える方は、原則確定申告書の提出が必要です。

いいえ

給与・年金以外の所得  
(営業・農業・不動産・一時所得など) がありますか？

はい

所得税の確定申告をしますか？(納付・還付など)

いいえ

はい

税務署に確定申告書を提出してください

いいえ

市・県民税申告は不要です  
※給与所得者で年末調整が済んでいない場合や、所得税の還付申告等をする場合は、税務署に確定申告書の提出が必要です。

いいえ

市・県民税申告が必要です

市・県民税申告が必要か  
確かめてみましょう！！

いいえ

令和2年1月1日現在、  
居住していた市区町村に  
お問い合わせください。

いいえ

市・県民税申告が  
必要です

